



黒田法律事務所 黒田特許事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
第2秋山ビル4階・5階 Tel:03-5425-3211 Fax:03-5425-3299

黒田法律事務所 台湾事務所
11012 台湾台北市信義區基隆路一段333號國際貿易大樓3樓0311
Tel:+886-2-2757-6585 Fax:+886-2-2757-6588

2011年7月

台湾の商標法改正：商標の保護対象の拡大等

台湾の立法院は5月31日に行政院から提出された「商標法」改正案を審議し、最終可決した。今回改正された多くの部分は、制度改革に関連するものであり、主な改正は次のとおりである。

1. 商標の保護対象の拡大

今まで商標として登録を行なうことができたのは、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状又はそれらの結合により構成されたものに限定されていたが、今回の改正により、商標保護対象の範囲が「動く商標」、「ホログラム（レーザー光により3次元像を記録した写真のことを指す）」等にまで拡大された。従って、将来、携帯電話の電源をつける際に現れるアニメーション動画を商標として登録することが可能になる。

2. 商標使用行為の態様の明確化

インターネットを通じてサイトで偽物を販売することが、現行の商標法における「陳列、販売」に該当するかどうかについて、これまで常に争いが生じていたため、今回の改正により商標使用に当たる態様が明確化された。つまり、デジタル映像音声、電子メディア、インターネット又はその他のメディアを通じて商品若しくは役務を所持、陳列、販売、提供、輸出、輸入することが可能な場合であれば、当該手段により、販売の目的をもって商標をつけた商品や役務を所持、陳列、販売、提供、輸出を行うことは、商標使用行為に該当する旨規定された。

3. 損害賠償に関する規定の改正

現行の商標法では、損害賠償額の計算方法の一つとして「差し押さえた商標権侵害に関する商品の小売り単価の500倍から1500倍までの金額による」という方法が定められているが、今回の改正により、「1500倍まで」という上限額が維持されたまま、最低損害額の「500倍」が削除された。また、「合理的だと思われる使用料に相当する金額」を損害賠償額とすることができる旨の条文も追加された。かつてある売り手が、著名なブランドのかばんを数個のみ販売した際に、小売単価（平均単価約51万台湾ドル）の500倍以上の損害賠償責任（約2億5,600万台湾ドル）を負わなければならないという事件があったが、今回の改正により、将来、数億台湾ドルの賠償額を支払うという状況はなくなる可能性がある。なお、法の適用における疑義を避けるために、今回の改正では損害賠償の要件として「侵害者に故意又は過失がある」ことが明記された。

その他、現行法では、登録料の納付方法につき、一括納付と分割納付が定められているが、今回の改正により、分割納付制度が廃止され、登録時に一括して10年分の登録料を納付することとなった。

*本記事は、台湾ビジネス法務実務に関する一般的な情報を提供するものであり、専門的な法的助言を提供するものではありません。また、実際の法律の適用およびその影響については、特定の事実関係によって大きく異なる可能性があります。台湾ビジネス法務実務に関する具体的な法律問題についての法的助言をご希望される方は弊事務所にご相談ください。